

郡上市ふるさと寄附金推進支援委託業務公募型プロポーザル実施要領

本実施要領は、郡上市（以下、「本市」という。）が実施する「郡上市ふるさと寄附推進支援委託業務」（以下、「本業務」という。）に係る契約候補者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

1. 本業務の目的

郡上市ふるさと寄附金（ふるさと納税）において、返礼品を提供する市内事業者等への支援と地場産業の活性化、ふるさと納税獲得に適したPR展開やシステム導入に関する専門的知見を有する者が運営に関わることによって、事務の効率化と更なる寄附の獲得増加を図るため。

2. 業務概要

(1) 業務名

郡上市ふるさと寄附金推進支援委託業務

(2) 業務内容

別紙「郡上市ふるさと寄附金推進支援委託業務仕様書」のとおり（以下「仕様書」という。）

(3) 履行期間

契約締結の日から令和10年3月31日（金）

※受託者による業務の開始日は令和7年6月1日を想定しており、契約締結日から令和7年5月31日までは業務開始に向けた準備期間とする。この間に発生する費用については、受託者が負担するものとする。

3. 担当部署

郡上市役所 市長公室 政策推進課（担当：岩井）

〒501-4297 岐阜県郡上市八幡町島谷 228 番地

電話：0575-67-1844（直通） FAX：0575-67-1711

E-mail：seisaku@city.gujo.lg.jp

4. 参加資格要件

企画提案に参加できる者は、以下の条件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 岐阜県内で本業務と類似の業務委託受注実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 郡上市競争入札等参加者選定要綱（平成29年郡上市訓令第8号。以下「選定要綱」という。）第4条に規定する資格者名簿に登録されている者（以下「名簿登載者」という。）であること。ただし、資格者名簿に登録されていない者については、参加申込書提出までに選定

要綱に基づく審査を受けて資格者名簿に登録されることで名簿登載者とみなす。

- (4) 公告の日から契約締結までの間に、郡上市建設工事等契約に係る指名（入札参加資格）停止等措置要領（平成16年告示第139号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立をしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしている者でないこと。
- (6) 郡上市暴力団排除条例（平成24年郡上市条例第25号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又はこれらの統制下にある者でないこと。
- (7) プライバシーマーク、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）又はそれらと同等のセキュリティ規格を取得し、適切な措置を講じる体制を整備していること。なお、上記「同等のセキュリティ規格」については市の承認を受けたものに限る。

5. 実施スケジュール

	項目	期間等	備考
1	公募開始・質問受付開始	令和7年1月6日（月）	郡上市公式HPに掲示
2	質問締切	令和7年1月17日（金） 午後5時まで	電子メールによる
3	質問に対する回答	令和7年1月22日（水）	電子メールで回答 郡上市公式HPで公表
4	参加申込・企画提案書受付 締切	令和7年2月3日（月） 午後5時まで	持参又は郵送
5	参加資格承認の可否通知 （審査日程通知）	令和7年2月7日（金）	電子メールによる
6	審査（プレゼンテーション 及び質疑応答）	令和7年2月18日（火）	郡上市総合文化センター
7	審査結果通知	令和7年2月25日（火） ※予定	郡上市公式HPで公表 選定結果は電子メール 及び文書で通知
8	契約手続き	令和7年3月初旬	

6. 参加申込書兼誓約書の提出

「4. 参加申込者の資格要件」を満たし、本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり必要書類を提出すること。なお、各種書類は本市ホームページからダウンロードすること。

※ 郡上市ホームページ <https://www.city.gujo.gifu.jp/business/>

(1) 提出期限

令和7年2月3日（月） 午後5時まで【必着】

(2) 提出書類

(ア) 参加申込書兼誓約書【様式第2号】

複数事業体が共同してプロポーザルに参加する場合は、そのことが確認できる書類の写しも提出すること。

(3) 提出部数

各1部

(4) 提出方法

持参または郵送。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとし、郵送の場合、書類の不着について、本市はその責を負わない。そのため、一般書留若しくは簡易書留など配送履歴が把握できる手段での提出が望ましい。

(5) 提出先

「3. 担当部署」に同じ

(6) 参加申込書提出に係る留意点

(ア) 参加申込後に提案を辞退する場合は、辞退届【様式第6号】を提出すること。

(イ) 1事業者あたり、提案は1件とする。

7. 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和7年2月3日（月） 午後5時まで【必着】

(2) 提出書類

	名称	様式及び添付書類等
ア	会社概要書	【様式第3号】 ・会社概要パンフレットがある場合は添付すること。 ・共同企業体の場合は、それぞれの概要書を作成のこと。
イ	執行体制図	【任意様式】
ウ	類似業務実績書	【様式第4号】 ・新しい年度の実績から抽出し、最大5件まで記載のこと。
エ	企画提案書	【任意様式】 ・企画提案書は仕様書を遵守したものとし、評価基準に基づいた構成とすること。 ※ 事業実施のスケジュールを示すこと。 ※ 提案書の印刷はカラー、白黒を問わない。 ※ A4版とし、書式については特に定めのないものとするが、文字の大きさなど見やすさに留意すること。 ※ 表紙を除きページ番号を付し、30ページ以内に収めること。

オ	見積書	【様式第 5 号】 ・あて先は郡上市長とし、代表者印を押印のこと。 ・見積金額は寄附金額あたりの成果報酬割合（%）を記入すること。
---	-----	--

(3) 提出部数

各 7 部（正本 1 部・副本 6 部）

(4) 提出方法

「6. 参加申込書兼誓約書」に同じ

(5) 提出先

「3. 担当部署」に同じ

(7) その他

提出された企画提案書等は、当該審査以外に無断で使用することはない。

8. 公募に対する質疑応答

当プロポーザルの実施に関して不明な点がある場合は、次の方法により質問を受け付ける。

(1) 提出期限

令和 7 年 1 月 1 7 日（金） 午後 5 時まで【必着】

(2) 提出方法

質問書【様式第 1 号】に質問事項を簡潔に記載し、電子メールにより送信すること。

(3) 提出先

「3. 担当部署」に同じ

(4) 回答方法

質問者を伏せた上で、順次速やかに全ての質問者に電子メールで回答を行うとともに、本市ホームページ上に掲載する。最終回答日は令和 7 年 1 月 2 2 日（水）とする。

9. 選定方法

業務の履行に適した契約の相手方となる契約候補者を厳正かつ公平に決定するため、「郡上市ふるさと寄附金推進支援業務事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」においてヒアリング審査・評点を行い、総得点により契約候補者を選定する。

(1) 共通事項

① 実施順

企画提案書の受付順とする。

② 選定方法

選定委員が評価項目及び評価内容別紙に基づき、点数付けすることにより審査する。

③ 契約候補者の決定

審査の合計点数が最も高い提案者を契約候補者として特定する。ただし、最高得点者が 2

者以上あるときは、選定委員会の審議により判定するものとする。また、企画提案書の提出者が1者の場合でも、審査の実施を経て契約候補者を決定する。

(2) 審査（プレゼンテーション及び質疑応答）

① 目的

企画提案書の内容についてのプレゼンテーション及び選定委員による質疑応答の実施による審査

② 実施日時

令和7年2月18日（火） 午後

※時間は後日お知らせします。参加事業者数に応じ、審査日程を変更することがあります。

③ 実施場所等

郡上市総合文化センター 会議室 （郡上市八幡町島谷207-1）

※詳細は審査日時と共にお知らせします。

④ 実施時間

1者につき30分（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）程度。

⑤ 出席者

1者につき3人までとし、本業務の総括責任者は必ず出席すること。

⑥ 資料等

プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書のみとし、追加資料の提出は認めない。

また、プレゼンテーション実施にあたり、パワーポイント等の使用は許可するが、その場合は、企画提案書に記載のない表示は行わないこと。パワーポイント等を使用する場合、プロジェクター、スクリーン（又はモニター）、HDMIケーブルは本市において準備するが、これ以外の機器は提案者が準備すること。

(3) 選定に係る留意事項

① 審査は非公開とする。

② 総得点が一定得点以上の場合でも、仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は、契約候補者として選定しないことがある。

③ 審査結果は、すべての提案者に対し電子メール及び文書により通知する。なお、結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

10. 見積書の提案限度額

寄付金額の7.0%以内（消費税及び地方消費税を除く）

※上記寄付金額は、ポータルサイト等を経由する寄附による寄附金額の合計を指す。ただし、受託者においてウェブサイトの掲載、返礼品の発注や配送管理を行わない寄附については、原則委託料の算定からは除くものとする。（委託料の算定対象となる寄附については、仕様書を参照のこと。）

※委託料に、以下の内容は含めないものとする。

- ・返礼品の調達・配送経費、寄附受領書類等の郵送料
- ・ポータルサイト等に支払う利用料・決済手数料など
- ・広告出稿等に要する費用

※過去直近3年間の本市の寄附実績は以下の通りで、令和6年度予算上の寄附見込みは270,000千円(13,500件)としている。目標額としては、数年間でまずは5億円、将来的には10億円以上の寄附受け入れを目標としている。

令和3年度		令和4年度		令和5年度	
寄附件数	寄附金額	寄附件数	寄附金額	寄附件数	寄附金額
12,133	237,738千円	12,819	254,103千円	11,875	265,573千円

※過去2年間の寄附内訳は以下の通りである。

令和4年度		令和5年度	
寄附方法	%	寄附方法	%
ポータルサイト(算定対象)	79.7	ポータルサイト(算定対象)	73.4
ポータルサイト(算定対象外)	14.7	ポータルサイト(算定対象外)	13.9
申出書(算定対象)	5.6	申出書(一部算定対象外含)	12.7

1.1. 契約の手続き

仕様書及び企画提案書等の内容を基本に、本市と契約候補者が協議の上、郡上市契約規則(平成16年規則第48号)に基づき随意契約を締結する。なお、原則として契約候補者の企画提案書の記載内容を契約時の仕様とするが、本業務の目的達成のため必要な範囲において、契約候補者との協議により項目を加除、変更する場合がある。

1.2. 失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「4. 参加申込者の資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 選定の公平性を害する行為や一連の公募手続きを通じて著しく信義に反する行為があり、選定委員会が失格と認めた場合
- (5) 提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

1.3. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費及び提出に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出期限後の企画提案書等の修正、変更は一切認めない。但し、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。

- (3) 提出された企画提案書等は返却しないものとする。提出後に辞退届が提出された場合も同様とする。
- (4) 企画提案書等のため作成した資料や本市から受領した資料は、本市の許可なく公表または使用することはできない。
- (5) 企画提案書等提出書類に係る知的財産権の取り扱いは、所定の法令の定めるところに従うものとする。但し、本市は、本業務に係る範囲において必要があると認めた場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、郡上市情報公開条例（平成16年条例第10号）に基づき提出書類を公開することがある。

別紙

郡上市ふるさと寄附金推進支援委託業務 評価項目及び評価内容

評価項目及び評価内容	配点
1. 事業を適正かつ適切に実施する実績と能力	40点
(1) ふるさと納税制度の趣旨や市場の傾向等を熟知し、本業務と同様または類似の業務実績を十分有しているか。	10点
(2) 業務の実施体制は、十分なスキルやノウハウのある人員が配置され、委託者と適宜打ち合わせ等行える体制となっているか。	10点
(3) 提案内容全体及び事業スケジュールは、実現可能な内容となっているか。	5点
(4) 寄附情報等の管理・返礼品や文書等の配送、ワンストップ特例申請の受付などの業務は、本市のシステム等の利用状況を理解の上、円滑な事務移行と、適切な運用管理ができる提案となっているか。	10点
(5) 寄附者からの問い合わせや緊急時対応が適切かつ迅速に行える体制が整っているか。	5点
2. 提案内容の有効性及び独自性	50点
(1) 本市の地域資源やふるさと納税事業の現況を十分理解し、今後寄附を伸ばしていくために具体的な分析をしているか。	10点
(2) 返礼品提供事業者への定期的な訪問や連絡等により良好な関係を構築し、商品開発やプロモーションなど、事業者の多様な実態に即した支援を行う提案となっているか。	15点
(3) 市場の動向を把握し、ポータルサイトのSEO対策や、提案者の強みを活かした独自性のある、または戦略的なプロモーション展開が提案されているか。	15点
(4) 将来的に、市内の人材や事業体が本事業を担えるような、市内人材の活用や連携によるビジョンや取り組みが示されていたか。	10点
3. 提案価格について	10点
(1) 提案内容に対して適切な見積金額になっているか。	10点
計	100点